

財産処分手続きをお忘れなく!!

1 補助対象財産とは？

補助対象財産とは国庫補助金で取得した財産であり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」第22条において「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産は、承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。」と規定され、補助目的外処分（財産処分）が制限されています。

2 承認を受けず勝手に処分してしまうと…

財産処分を行うには、環境大臣及び執行団体の事前の承認が必要です。承認を受けずに財産処分を行った場合、補助金適正化法第17条に「補助金等の他の用途への使用、交付決定の条件に違反した時等の場合は、交付決定の取り消し、補助金等の返還を行う。」と規定されていることから、交付された補助金の全額返還等の厳しい処分が課される場合があります。

承認申請の対象となる補助対象財産の例

- ◆ 不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物
- ◆ 事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具 等

それはどこに
書いてあるの…?



交付規程に書いてあります。
詳細は、必ず交付規程を確認してください。

3 『処分制限期間』が設けられています！

補助金等が交付の目的どおり使用され、交付決定の内容どおり補助事業が完了したとしても、補助対象財産は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める**法定耐用年数**その他環境大臣が定める期間を**勝手に処分してはいけない期間**とされており、この期間を「処分制限期間」といいます。

財産処分は全て事前の承認必要なの…？



原則として、『**処分制限期間**』を経過するまでの間は必要になります。

4 国庫納付が必要となる場合があります。

補助対象財産は、財産処分により補助目的外の用途に使用することで**補助効果が滅失**してしまふことがあります。

このような場合、補助目的を達することが出来ないものとして、処分制限期間までの残存価格のうち、**補助金相当額（残存年数納付額）等を国庫納付することが承認の条件**として付されることになります。

残存年数納付額算出の例

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{使用した期間}}{\text{処分制限期間}} = \text{残存年数納付額}$$

財産処分の内容

補助金等の交付の**目的に反して**以下の処分を行う場合には財産処分の**事前の承認が必要**です。

なお、「**目的に反して**」とは、以下の処分が当該補助事業の**目的を達するために認められている場合以外**をいいます。

例えばリース物品が補助対象財産の場合、貸付は目的を達するための処分なので承認は不要ですが、譲渡は目的に反する処分となるため承認が必要となります。

1. 転用

所有者の変更を伴わず、補助金等の交付の**目的以外で使用**すること。

2. 譲渡

有償又は無償で**所有者の変更**を行うこと。

【注意!!】

忘れやすいケース

合併において補助事業者が存続会社とならない場合は、存続会社又は新会社への譲渡となり、財産処分にあたるので事前の承認が必要となります。

3. 交換

他人の所有する**他の財産と交換**すること。

4. 貸付

有償又は無償で**所有者以外の者に使用**させること。

5. 取壊し又は廃棄

補助対象財産の**使用を止め、取壊し又は廃棄処分**をすること。

6. 担保に供する処分 (**抵当権の設定**)

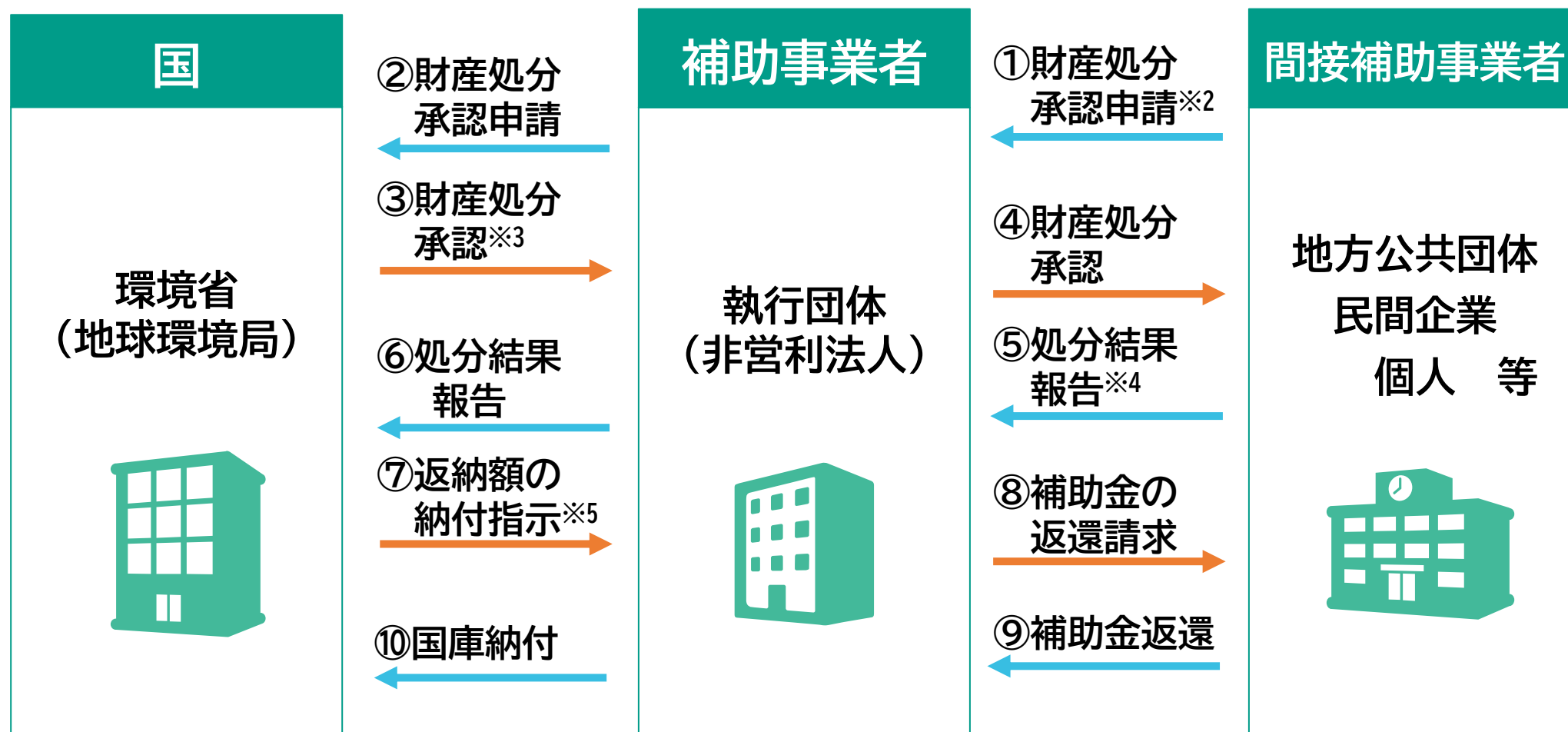
補助財産の**取得又は補助事業者等の資金繰り**（抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの。）**のため担保に供する**こと。

【注意!!】

忘れやすいケース

施設（建物）に抵当権を設定する際、付帯設備として補助対象財産も抵当権の対象となる場合は、財産処分にあたるので事前の承認が必要となります。

財産処分手続きの流れ（間接補助の場合）※1



※1 この手続きの流れは、環境省地球環境局におけるエネルギー対策特別会計の補助金に係るものとなります。

※2 申請から承認まで1ヶ月以上要しますので、財産処分をされる場合はお早めに執行団体へお知らせください。

※3 財産処分の内容によっては不承認となる場合もあります。

※4 被災による取壊し等、報告をもって承認があったものとして取り扱う特例が設けられている場合があります。

※5 ⑦以降の手続きは、③財産処分承認時に返納額の納付が条件となった場合に限りま。